

(表)

市町村コード			宿		泊		税				
4 6 2 0 1 2			領		収		証		書		
鹿児島県									Ⓒ		
鹿児島市											
口座番号					加入者名						
所在地及び氏名又は名称											

市町村コード		宿		泊		税		公	
4 6 2 0 1 2		納		入		書			
鹿児島県									
鹿児島市									
口座番号				加入者名					
所在地及び氏名又は名称									

市町村コード		宿 泊 税	
4 6 2 0 1 2		領 収 済 通 知 書	
鹿児島県			
鹿児島市			
口座番号		加入者名	
所在地及び氏名又は名称			
年度	種別	整理番号	事業所コード
申告期間	申告区分		
		百	十
		億	千
		百	十
		万	千
		百	十
		円	
税 額	01		
延 滞 金	02		
過 少 申 告 加 算 金	03		
不 申 告 加 算 金	04		
重 加 算 金	05		
合 計 額	06		
納期限	年 月 日	領 収 日 付 印	
指定金融機関名			
取りまとめ店			
上記のとおり通知します。 (鹿児島市保管)			

1 納入場所

2 延滞金について

延滞金…納期限の翌日から納付日までの日数に応じ、未納税額に次の割合を乗じて算出されます。(1) 延滞金特例基準割合(※)が年7.3%未満の年：(1) -1.「納期限の翌日から1か月を経過する日」までの期間は延滞金特例基準割合＋年1%または年7.3%のうち小さいほう、(1) -2.「納期限の翌日から1か月を経過する日」の翌日以降の期間は延滞金特例基準割合＋年7.3% (2) 延滞金特例基準割合が年7.3%以上の年：(2) -1.「納期限の翌日から1か月を経過する日」までの期間は年7.3%、(2) -2.「納期限の翌日から1か月を経過する日」の翌日以降の期間は年14.6% なお、延滞金を計算するとき、次の金額は切り捨てます。①未納税額のうち1,000円未満の端数 ②未納税額が2,000円未満のとき、その全額 ③延滞金の確定金額のうち100円未満の端数 ④延滞金の確定金額が1,000円未満のとき、その全額 ※延滞金特例基準割合は、平均貸付割合＋年1%の割合です。平均貸付割合は、租税特別措置法第93条第2項の規定に基づき財務大臣が毎年告示する割合です。

3 滞納処分について

納期限までに税金を完納されない場合は延滞金を徴収するほか、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合は、地方税法の規定に基づき滞納処分をすることになります。